欧州連合司法裁判所、EU加盟国の裁判所における特許訴訟の管轄権に関する スヴェア控訴裁判所（スウェーデン）の付託質問についての法務官の意見を公表

２０２４年１１月４日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、2024年9月5日、スヴェア控訴裁判所（スウェーデン）が付託したEU加盟国の裁判所における特許訴訟の管轄権の質問に対する法務官[1]の意見[2]をウェブページにて公表した。

欧州では、EU加盟国間における国際裁判管轄ルールを定め、判決の承認と執行に関する手続の統一及び簡素化をはかるため、ブリュッセルI規則によって、EU加盟国内での裁判管轄が規定されている。

ブリュッセルI規則では、被告がEU加盟国に居住している場合、その国籍に関係なく、当該EU加盟国の裁判所に訴えを提起することができるとされている（ブリュッセルI規則第4条第1項）。この規定に基づいて、複数国で欧州特許が侵害された場合、特許権者は、特許侵害訴訟をEU加盟国の1つの裁判所に集約して、包括的な救済を得ることができる。

通常、特許権侵害訴訟では、特許権について無効の抗弁が提起された場合には、裁判所ではまず特許権の有効性を判断し、その後、被告が当該特許権を侵害したかどうかを判断することになるが、特許の登録又は有効性に関する訴訟については、それが訴訟として提起されるかまたは防御の手段として提起されるかにかかわらず、当該特許権が登録されたEU加盟国の裁判所が専属管轄権を有するとされている（ブリュッセルI規則第24条第4項）。

しかしながら、特許権者が、特許権の登録国以外の裁判所で特許権侵害訴訟を提訴し、被告が無効の抗弁が申立てた場合、無効の抗弁が申立てられたことにより、特許権侵害訴訟がブリュッセルI規則第24条第4項の「特許の登録又は有効性に関する訴訟」となって当該裁判所は管轄権を失うのか、或いは、特許権侵害訴訟の管轄権はそのままで、特許の有効性に関する部分のみ当該特許権の登録国の裁判所が専属管轄権を有することになるのか、裁判所間で解釈がわかれていた。

[1] 法務官の役割は、完全に独立した立場でCJEUに対してその担当事件に係る法的解決策を提案することであり、法務官の意見はCJEUを拘束するものではない。

[2] 本件は、2022年5月24日にスヴェア控訴裁判所からCJEUに付託された。2024年2月22日に法務官が第1回意見を公表した後、CJEU大法廷に再付託され、同年5月に口頭審理が行われた。当該口頭審理において、EU非加盟国で登録された特許の有効性についての管轄権についての質問（付託質問3）について新たな意見を述べるように法務官に要請があったことを受けて、法務官は同年9月5日に第2回意見を公表した。

そこで、本件では、ブリュッセル規則 I 第 24 条第 4 項に関して、以下の質問が付託された。

（質問 1）

ブリュッセル規則 I 第 24 条第 4 項における「特許・・・の権利の登録または有効性に関する訴訟については、それが訴訟として提起されるかまたは防御の手段として提起されるかにかかわらず」という記載は、同条第 1 項に従って特許権侵害訴訟を審理する管轄権を有する裁判所において、特許権について無効の抗弁が申立てられた場合、特許権侵害について審理する管轄権を失うことを意味するか、或いは、裁判所は無効の抗弁についてのみ管轄権を欠くことを意味するか。

（質問 2）

スウェーデン特許法第 61 条第 2 パラグラフ（特許侵害訴訟が提起された場合において、無効の抗弁が審理されるためには、被告は別途、無効訴訟を提起しなければならないという）と同様の規定が国内法に含まれているか否かによって、質問 1 の回答に影響はあるか。

（質問 3）

ブリュッセル I 規則第 24 条第 4 項は、第三国（本件では、欧州特許が認証（Validation）されたトルコ）の裁判所にも適用されると解釈され、欧州特許の一部が認証されたトルコの裁判所にも専属管轄権を付与すると解釈されるか。

法務官は、特許権侵害訴訟において無効の抗弁が提起された場合には、ブリュッセル I 規則第 24 条第 4 項に基づき、特許権の登録国の裁判所が有効性の問題についてのみ専属管轄権を有し、他の EU 加盟国の裁判所は特許権侵害について管轄権を有する旨の意見を述べた（主に、第 1 回意見の段落 66～68、163）。そして、法務官は、このような状況において裁判所がどのように審理を進めていくべきか CJEU がガイドラインを定めるべきである旨を提案している（第 1 回意見の段落 89～94）。

さらに、法務官は意見において、ブリュッセル I 規則第 24 条第 4 項については、第三国で登録された特許権に関しては適用されないと解釈されなければならない旨を述べた（第 2 回意見の段落 54）。ただし、ブリュッセル I 規則等の規定により管轄権を有する EU 加盟国の裁判所は、特許の有効性について判断を下さない権利を有する旨の意見も述べた（第 2 回意見の段落 54）。なお、第三国の特許権に関する特許権侵害訴訟において無効の抗弁が申立てられた場合、特許権侵害訴訟が提訴された EU 加盟国の裁判所は、特許権の有効性を予備的または付随的な問題として、訴訟当事者間でのみ効力を有する形で判断する管轄権を有する旨を指摘している（第 2 回意見の段落 43、44）。

＜参考：ブリュッセルⅠ規則（仮訳）＞

第 4 条

1. 本規則に別段の定めがある場合を除き、加盟国に住所を有する者に対しては、その国籍に関係なく、当該加盟国の裁判所に訴えを提起することができる。

2. （略）

第 24 条

以下の手続については、当事者の住所にかかわらず、次の加盟国の裁判所が専属管轄権を有する。

(1) ～ (3) （略）

(4)特許、商標、意匠、またはその他の寄託又は登録を必要とする類似の権利の登録または有効性に関する訴訟については、それが訴訟として提起されるかまたは防御の手段として提起されるかにかかわらず、寄託または登録が申請された、又は行われた、もしくは欧州連合の法律または国際条約の条項に基づき行われた加盟国の裁判所。

1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで署名された欧州特許条約に基づく欧州特許庁の管轄権を妨げることなく、各加盟国の裁判所は、当該加盟国に対して付与された欧州特許の登録または有効性に関する訴訟について専属管轄権を有する。

(5) （略）

－　CJEU 法務官の意見等は、以下参照　－

（第 2 回意見）

OPINION OF ADVOCATE GENERAL EMILIOU delivered on 5 September 2024

（第 1 回意見）

OPINION OF ADVOCATE GENERAL EMILIOU delivered on 22 February 2024

（付託質問）

Request for a preliminary ruling from the Svea hovrätt, Patent- och marknadsöverdomstolen (Sweden) lodged on 24 May 2022 – BSH Hausgeräte GmbH v Aktiebolaget Electrolux (Case C-339/22)

（ブリュッセルⅠ規則）

Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast)

（以上）